

平成 25 年 12 月 12 日

退職者の皆様へ

株式会社サンメック

「健康管理手帳」の交付申請のご案内

労働安全衛生法施行令等の改正により、1,2-ジクロロプロパンが特定化学物質に追加されました。これにより、1,2-ジクロロプロパンを取り扱う業務に従事していた方に対し、離職時、又は離職後に健康管理手帳が交付されることとなりました。

つきましては、健康管理手帳の交付申請に関するご質問は、お手数でございますが下記お問い合わせ窓口までご連絡頂きますようお願い申し上げます。

記

1、健康管理手帳とは

住所地の都道府県労働局長に申請することにより健康管理手帳は交付されます。

健康管理手帳の交付を受けると、指定された医療機関で決まった時期に、健康診断を6ヵ月に1回、無料で受けることができます。

2、対象となる業務とは

1,2-ジクロロプロパン（重量の1パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。）を取扱う業務（厚生労働省令で定める場所※に於ける印刷機、その他の設備の清掃の業務に限る。）

※厚生労働省令で定める場所とは、屋内作業場やタンク、船倉、坑の内部など通風の悪い場所。

3、健康管理手帳の交付要件とは

1,2-ジクロロプロパンを取り扱う業務に3年以上従事されていた方。

※対象業務を行っていたが、転職・退職により、現在は対象業務から離れている方も含みます。

4、お問合せ窓口

株式会社サンメック 総務部総務課

TEL 025(234)6111

以上